

あさぎり町国土強靱化地域計画

令和2年3月

あさぎり町

はじめに

令和元年4月のあさぎり町長就任時に、国土強靱化地域計画作成の議論が始まりました。国土交通省が発表している国土強靱化ための資料やホームページを必死で読み込み、6月の初の議会での所信表明の内容は「あさぎり町国土強靱化地域計画」の原型となるものでした。

「第2次あさぎり町総合計画」にはあさぎり町の基本的な計画がまとめられています。「あさぎり町国土強靱化地域計画」の策定にあたっては、この総合計画との整合性を考慮し、国の基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画を踏まえ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した各地の大規模災害の教訓を踏まえ作成しました。

国土強靱化地域計画では、万一に災害が発生しても、町民の生命・身体を守り、交通・通信が遮断されることなく、災害ボランティアや救援物資の受け入れをスムーズにするインフラの強靱化が必要です。また、あさぎり町の経済が災害の被害で機能不全に陥らないために、住民の経済的復興をいち早く支援する役場庁舎の強靱化も計画しました。さらには、衛生的にも安心・安全な避難生活を維持しなければなりませんので、避難場所の整備と災害時の備蓄も計画に加えております。このような基本的な視点に立って「あさぎり町国土強靱化地域計画」を作成しました。

今回の国土強靱化地域計画は万一の災害に備えるための計画ですが、この計画を推進することで町の活性化を目指します。あさぎり町の人口減少を和らげ、新しい時代の流れを力にし、全ての町民が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れるまちづくりにも活用して行く方針です。その具体的な方針をまとめたのが「第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。そちらもご覧いただきますようお願い致します。

令和2年4月

あさぎり町長 尾鷹 一範

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	4
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本町の地域特性	6
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本町における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	9
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	18
第5章 地域計画の推進	70

1 計画策定の趣旨

熊本県においては、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。

熊本広域大水害の際には、「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組み、この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組まれてきた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取り組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

熊本県は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 3 ヶ月半後に「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、県地域防災計画の見直しをされるなど、災害に対する備えの強化に取り組まれているところである。

今後、本町においても、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「あさぎり町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

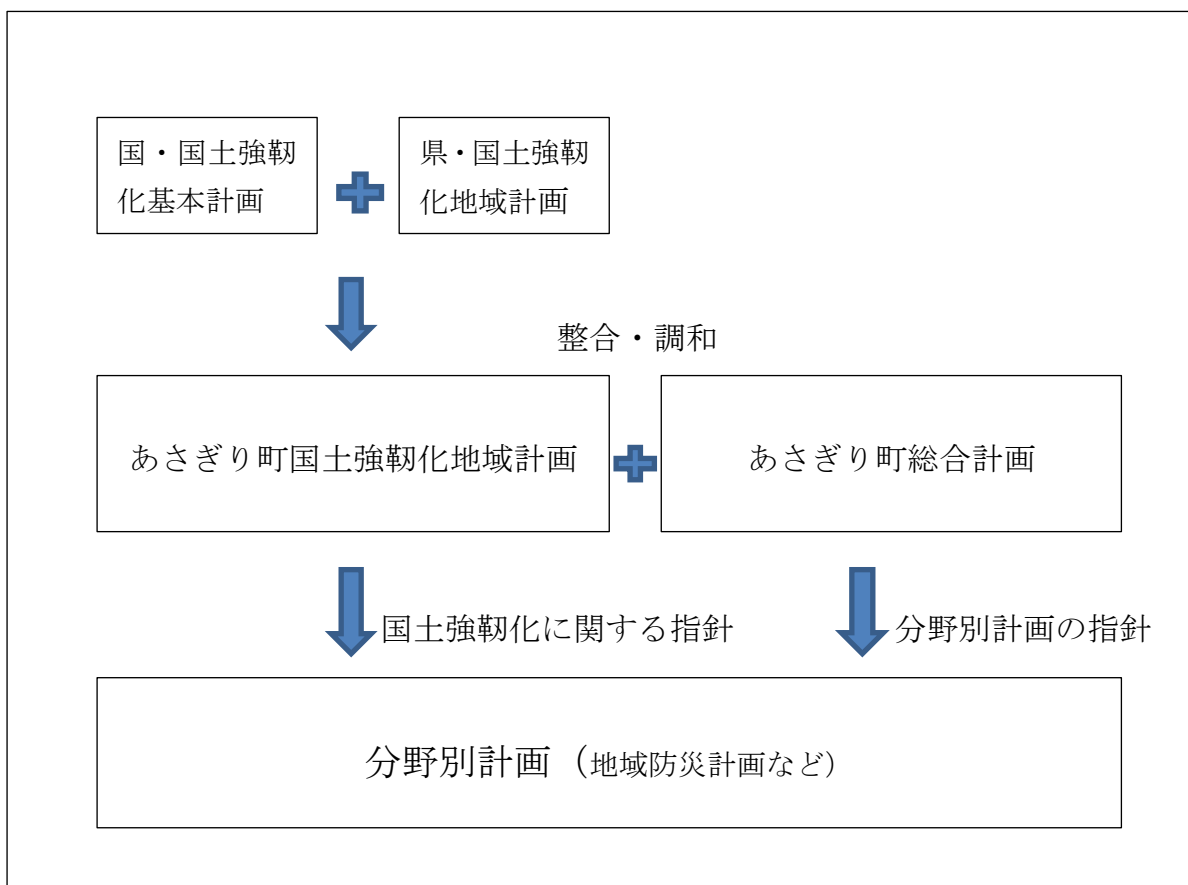
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「あさぎり町国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正されたあさぎり町地域防災計画や本町の基本方針である「第2次あさぎり町総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本町基本方針等との関係>



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像を念頭に置き、あさぎり町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の6つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町の経済活動を停止させないこと
- ④ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ⑤ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑥ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① あさぎり町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本町の地域特性

1 地理的特性

本町は、熊本県の南部、球磨盆地の中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接している。また、町の面積は 159.49 km^2 で、南北 22.5 km 、東西 11.2 km の楕円のような形状をしている。

また、地形的には球磨川が中央部を流れる平地部分と、これを囲む白髪岳、黒原山などの山間地域からなり、地目別土地利用の状況は約 19%が農用地、約 66%が森林となっている。

2 自然環境

気候は、1年を通じ比較的温暖多雨で、周囲を山に囲まれているため寒暖の差が大きい内陸的気候となっている。そのため、例年、10月下旬から11月上旬頃に初霜が、4月下旬頃まで晩霜が見られるなど冬の間は寒い日が多い。また、晩秋から冬にかけて盆地特有の霧が発生するため、晴れの日にもかかわらず午前中、太陽が隠れていることも珍しくない。

３ 本町における災害リスク

あさぎり町は、南北に長く中央部に密集家屋地帯を擁しており、火災の発生件数はかなり多く、延焼等の危険も予想される。また、球磨川や免田川、井口川、伊賀川、銅山川、田頭川等の河川及び、百太郎溝や幸野溝等の農業用の用排水が本町を縦横に貫流していて、降雨量の増加に伴い内水氾濫堤防の決壊があり得るので、家屋倒壊や住宅浸水、耕地その他に被害を受けることも予想される。

水防法第14条第1項では、国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または洪水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として以下のとおり指定されている。

河川名(管理者)	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (想定最大規模降雨)
球磨川上流部 (国)	平成29年3月29日 国土交通省九州地方整備局告示第83号	球磨川上流域の12時間総雨量502mm

【参考】前提となる降雨は、昭和32年7月の諫早豪雨をモデルにしている。

また、南に白髪岳、東に黒原山、北に高山からなる山間地では、梅雨期及び台風襲来時には、土砂災害が発生することが想定される。

地震に関しては、熊本県が平成24年度に実施した、地震・津波被害想定調査結果で想定された地震の規模と被害を対象とする。

【想定される地震】

◆活斷層

①人吉盆地南縁断層

(直下型 30年以内発生確率:1%以下)《1%以下:Aランク》

(マグニチュード7. 1)

(震度 (あさぎり町) 震度7)

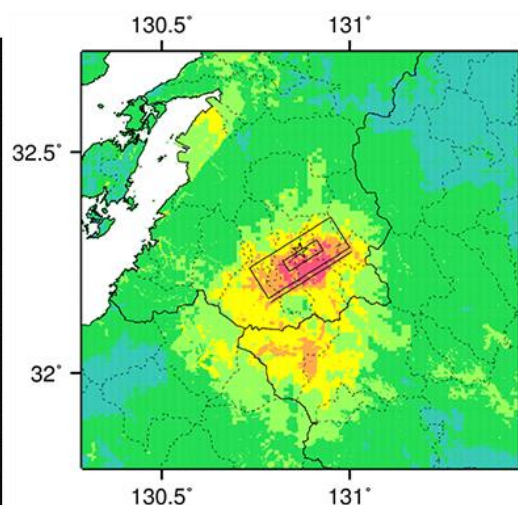
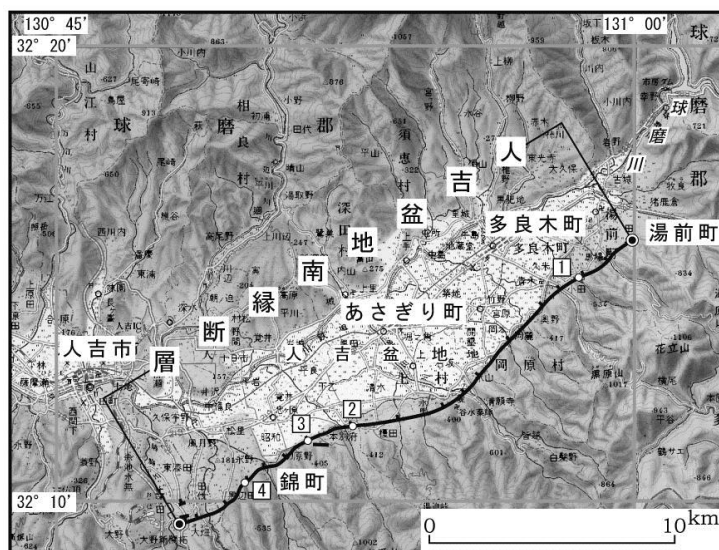


図 詳細法震度分布

資料：地震調査研究推進本部ホームページ

②布田川・日奈久断層帯

(直下型 30年以内発生確率：不明)

(マグニチュード7.9)

《日奈久区間 30年以内：ほぼ0～6%・Sランク・マグニチュード7.5程度》

《八代海区間：30年以内：ほぼ0～16%・Sランク・マグニチュード7.3程度》

震度(あさぎり町) 震度5強

◆海溝型地震

③南海トラフ

(海溝型 30年以内発生確率：きわめて低い)

(マグニチュード9.0)

(震度(あさぎり町) 震度6弱)

《30年以内：70%～80%・Ⅲランク・マグニチュード8～9クラス》

※ () 内は熊本県「地震・津波被害想定調査結果(H24年度)」の想定

《》内は地震調査委員会がH31.2.26に発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」による想定

活断層：Sランク…高い・Aランク…やや高い

海溝型：Ⅲランク…高い

このほか火山活動等による地震が発生する恐れがある。火山活動によって本町に被害をもたらす可能性のある火山として、霧島山、阿蘇山があり、特に霧島山が噴火すれば、降灰などにより農作物を中心に被害が拡大しかねない。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性の災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらす恐れがある大規模災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。本町においては第2章で示した本町の地域性を考慮し、国及び県が示した評価手法を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者が発生する事態
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊による死傷者が発生する事態
	1-4	大規模土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる、死傷者が発生する事態
	1-6	弾道ミサイル等の武力攻撃により、多数の死傷者が発生する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2. 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止が発生する事態
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺が発生する事態
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等が同時発生する事態
	2-4	警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足の事態
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期途絶する事態
	2-6	帰宅困難者への水・食料等の供給不足が発生する事態
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-8	被災地における疫病、感染症が発生する事態
3. 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態
4. 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信が麻痺・長期停止する事態
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5. 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下により地域経済が停滞する事態
	5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
	5-3	農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能が低下する事態
	5-4	食料等の安定供給が停滞する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6. 大規模災害等の発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電気、石油類、L P ガスの供給が停止する事態
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7. 制御不能な 2 次災害を発生させないこと	7-1	住宅密集地での大規模火災が発生する事態
	7-2	沿線沿道の建築物倒壊による直接的な被害および交通麻痺が発生する事態
	7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により 2 次災害が発生する事態
	7-4	有害物質等が大規模拡散・流出する事態
	7-5	農地・森林等の荒廃により被害が拡大する事態
8. 大規模災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（３）評価の実施手順

- ① 関係各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取り組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けての今後の施策の推進方針について取りまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す、重点業績指標（K P I）を検討する。

2 評価の結果

※脆弱性評価結果は、マトリクス表に整理した既存の施策・事業を踏まえ、最悪の事態に陥らないために不足している施策を確認し課題抽出を行った。

評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに事案を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフトと合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性の確保等が必要

甚大な被害をもたらす恐れのある大規模災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステムが等が途絶えると、その影響は甚大であることから、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国・県・市町村・防災関係機関他との平時からの連携が必要

本町の強靱化に向けた取り組みには、国・県・市町村や防災関係機関をはじめ、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するには、日頃の訓練や情報共有・連絡調整を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、県内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、民間との連携も強化し広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・町だけでなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

近年、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性評価の結果概要
1. 大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態	・住宅の耐震化 ・宅地の耐震化 ・住宅密集地における火災の拡大防止 ・ガス設備の耐災性の強化 ・災害対応業務の標準化・共有化 ・防災訓練の実施
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者が発生する事態	・公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止 ・医療施設・社会福祉施設の耐震化及び火災防止
	1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊により死傷者が発生する事態	・浸水被害の防止に向けた河川整備等 ・円滑な避難のための道路整備 ・避難勧告等の適切な発令 ・事前予測が可能な災害への対応
	1-4 大規模土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態	・山地・土砂災害対策の推進 ・災害対策業務の標準化
	1-5 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる死傷者が発生する事態	・防災情報等の迅速かつ的確な周知伝達 ・避難勧告の適切な発令 ・通信手段の機能強化 ・警察・消防の通信基盤等の強化 ・要支援者避難対策の推進 ・観光客・外国人への情報提供及び安全確保
	1-6 弾道ミサイル等の武力行使により、多数の死傷者が発生する事態	・確実な情報伝達及び適正な行動をとることの周知

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
2. 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること（それが不在の場合に必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止が発生する事態	・ 家庭や事業所、町での備蓄の推進 ・ 民間企業と連携した食糧等の供給体制の整備 ・ 水道施設の耐震化等 ・ 医薬品・医療機器等の確保対策 ・ 物資輸送ルートの確保
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺が発生する事態	・ 指定避難所・避難場所の見直し、周知及び機能強化 ・ 避難所運営対策の構築 ・ 福祉避難所の円滑な運営 ・ 避難生活長期化への対応
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等が同時発生する事態	・ 孤立する恐れのある集落の把握及び対策
	2-4	警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足の事態	・ 消防施設の耐災性の強化 ・ 警察・消防等が被災することを想定した対策 ・ 消防団員の確保及び強化・装備の充実 ・ 機能別消防団員の強化及び活用 ・ 自主防災組織の機能強化 ・ 自衛隊等応援の受け入れ態勢の整備
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期途絶する事態	・ 石油商業組合との燃料供給体制の構築 ・ エネルギー供給に向けた道路整備
	2-6	帰宅困難者への水・食料等の供給不足が発生する事態	・ 災害時の帰宅困難者への支援体制の整備
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	・ 医療施設の耐震化及び火災防止 ・ 各種医療チームの受け入れ態勢の整備 ・ 緊急ヘリポートの整備 ・ 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備
	2-8	被災地における疫病感染症等が発生する事態	・ 避難所等の保健衛生・健康対策 ・ 生活用水の確保

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
3. 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	・ 自主防災組織の機能強化 ・ 警察や関係機関との情報共有体制の構築
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	・ 防災拠点施設等の整備 ・ 公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止 ・ 自治体間の応援体制の構築 ・ 防災訓練の実施
4. 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止する事態	・ 防災拠点の施設の非常用電源の整備 ・ 通信手段の機能強化
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態	・ 通信手段の機能強化
5. 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下により地域経済が停滞する事態	・ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備 ・ 事業所における地震対策
	5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	・ 施設の耐震化・耐災性の強化
	5-3	農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能が低下する事態	・ 農地・農業用施設の保全 ・ 農地・農業用施設の耐候性等の強化 ・ 災害時の集出荷体制の構築
	5-4	食糧等の安定供給が停滞する事態	・ 民間企業と連携した食糧等の供給体制の整備 ・ 支援物資の受け入れ態勢の整備 ・ 家庭・事業所における備蓄の推進 ・ 町備蓄品の整備 ・ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
6. 大規模災害等の発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電気、石油類、L P ガスの供給が停止する事態	・ 供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築 ・ 災害対応給油所の確保 ・ 自立分散型エネルギーの確保
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態	・ 水道施設の耐震化 ・ 応急給水体制の整備 ・ 生活用水の確保
	6-3	污水处理施設が長期間にわたり停止する事態	・ 下水道施設の耐震化 ・ 応急施設の整備
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	・ 交通ネットワークの確保に向けた道路整備 ・ 公共交通機関に係る情報体制の整備
7. 制御不能な 2 次災害を発生させないこと	7-1	住宅密集地での大規模火災が発生する事態	・ 消防団員の確保及び機能強化 ・ 機能別消防団員の確保及び機能強化 ・ 防災訓練の実施及び住民への防災啓発活動
	7-2	沿線沿道の建築物倒壊による直接的な被害および交通麻痺が発生する事態	・ 沿線沿道建物の耐震化の啓発 ・ 沿線沿道公共施設の耐震化 ・ 主要幹線道路の整備
	7-3	ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全により 2 次災害が発生する事態	・ ため池等の周辺整備及び適正な維持管理 ・ ダム、砂防施設の適正な維持管理及び設備更新
	7-4	有害物質等が大規模拡散・流出する事態	・ 応急措置のための初動体制の整備 ・ 老朽建築物のアスベスト対策 ・ PCB の使用状況の把握及び対策
	7-5	農地・森林等の荒廃により被害が拡大する事態	・ 農業生産基盤の整備及び保全管理 ・ 鳥獣被害対策の推進 ・ 適切な森林整備の推進 ・ 土砂災害対策の推進 ・ 中山間地域の多面的機能の啓発及び地域リーダー育成等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性評価の結果概要
8. 大規模災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 仮置き場候補地の選定及び確保 ・ 支援体制の整備 ・ 関係団体との連携
	8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 建設関係団体との連携による復旧・復興体制の強化 ・ 自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備 ・ 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備 ・ 被災建物等の迅速な把握 ・ 被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘等調査体制の整備 ・ 被災時の緊急資金としての基金の確保
	8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	・ 罹災証明書等の速やかな発行 ・ 応急仮設住宅の迅速な提供 ・ 複数備蓄倉庫の整備 ・ 生活備蓄品の確保 ・ 自治体間の応援体制の構築

第4章 強靱化の推進方針

第3章に示したとおり、起きてはならない最悪の事態を設定し、脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた取組の方向性を検討し、今後、本町の国土強靱化に向けた施策の推進を以下のとおりとする。

1. 対応策の整理

脆弱評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策を以下の通り取りまとめる。

事前に備えるべき目標 1

【大規模災害が発生した時でも人命の保護が図られること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態	1-1-①	住宅の耐震化
		1-1-②	宅地の耐震化
		1-1-③	住宅密集地における火災の拡大防止
		1-1-④	ガス設備の耐災性の強化
		1-1-⑤	災害対応業務の標準化・共有化
		1-1-⑥	防災訓練の実施
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者が発生する事態	1-2-①	公共施設・学校施設の耐震化及び火災防止
		1-2-②	医療施設・社会福祉施設の耐震化及び火災防止
1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊により死傷者が発生する事態	1-3-①	浸水被害の防止に向けた河川整備等
		1-3-②	円滑な避難のための道路整備
		1-3-③	避難勧告等の適切な発令
		1-3-④	事前予測が可能な災害への対応
1-4	大規模土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態	1-4-①	山地・土砂災害対策の推進
		1-4-②	災害対策業務の標準化
1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる死傷者が発生する事態	1-5-①	防災情報等の迅速かつ的確な周知伝達
		1-5-②	避難勧告の適切な発令
		1-5-③	通信手段の機能強化
		1-5-④	警察・消防の通信基盤の強化
		1-5-⑤	要支援者避難対策の推進
		1-5-⑥	観光客・外国人への情報提供及び安全確保
1-6	弾道ミサイル等の武力行使により、多数の死傷者が発生する事態	1-6-①	確実な情報伝達及び適正な行動をとることの周知

事前に備えるべき目標 2

【大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命にかかわる物資の長期停止が発生する事態	2-1-① 家庭や事業所、町での備蓄の推進
		2-1-② 民間企業と連携した食糧等の供給体制の整備
		2-1-③ 水道施設の耐進化等
		2-1-④ 医薬品・医療機器等の確保対策
		2-1-⑤ 物資輸送ルートの確保
2-2	避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺が発生する事態	2-2-① 指定避難所・避難場所の見直し、周知及び機能強化
		2-2-② 避難所運営対策の構築
		2-2-③ 福祉避難所の円滑な運営
		2-2-④ 避難生活長期化への対応
2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落が同時発生する事態	2-3-① 孤立する恐れのある集落の把握及び対策
2-4	警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足の事態	2-4-① 消防施設の耐災性の強化
		2-4-② 警察・消防等が被災することを想定した対策
		2-4-③ 消防団員の確保及び強化・装備の充実
		2-4-④ 機能別消防団員の強化及び活用
		2-4-⑤ 自主防災組織の機能強化
		2-4-⑥ 自衛隊等応援の受け入れ態勢の整備
2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期途絶する事態	2-5-① 石油商業組合との燃料供給体制の構築
		2-5-② エネルギー供給に向けた道路整備
2-6	帰宅困難者への水・食糧等の供給不足が発生する事態	2-6-① 災害時の帰宅困難者への支援体制の整備
2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	2-7-① 医療施設の耐震化及び火災防止
		2-7-② 各種医療チームの受け入れ体制の整備
		2-7-③ 緊急ヘリポートの整備
		2-7-④ 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備
2-8	被災地における疫病・感染症が発生する事態	2-8-① 避難所等の保健衛生・健康対策
		2-8-② 生活用水の確保

事前に備えるべき目標 3

【大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
3-1	被災による警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	3-1-①	自主防災組織の機能強化
		3-1-②	警察や関係機関との情報共有体制の構築
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	3-2-①	防災拠点施設の整備
		3-2-②	公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止
		3-2-③	自治体間の応援体制の構築
		3-2-④	防災訓練の実施

事前に備えるべき目標 4

【大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
4-1	電力供給停止による情報通信が麻痺・長期停止する事態	4-1-①	防災拠点の施設の非常用電源の整備
		4-1-②	通信手段の機能強化
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断により情報が伝達出来ない事態	4-2-①	通信手段の機能強化

事前に備えるべき目標 5

【大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
5-1	地場企業の生産力低下により地域経済が停滞する事態	5-1-①	物資輸送ルート確保に向けた道路整備
		5-1-②	事業所における地震対策
5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	5-2-①	施設の耐震化・耐災性の強化
5-3	農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能が低下する事態	5-3-①	農地・農業用施設の保全
		5-3-②	農地・農業用施設の耐候性等の強化
		5-3-③	災害時の集出荷体制の構築
5-4	食糧等の安定供給が停滞する事態	5-4-①	民間企業と連携した食糧等の供給体制の整備
		5-4-②	支援物資の受け入れ態勢の整備
		5-4-③	家庭・事業所における備蓄の推進
		5-4-④	町備蓄品の整備
		5-4-⑤	物資輸送ルート確保に向けた道路整備

事前に備えるべき目標 6

【大規模災害等の発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
6-1	電気、石油類、LP ガスの供給が停止する事態	6-1-①	供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築
		6-1-②	災害対応給油所の確保
		6-1-③	自立分散型エネルギーの確保
6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態	6-2-①	水道施設の耐震化
		6-2-②	応急給水体制の整備
		6-2-③	生活用水の確保
6-3	污水处理施設が長期間にわたり機能停止する事態	6-3-①	下水道施設の耐震化
		6-3-②	応急施設の整備
6-4	交通ネットワークが分断する事態	6-4-①	交通ネットワークの確保に向けた道路整備
		6-4-②	公共交通機関に係る情報体制の整備

事前に備えるべき目標 7

【制御不能な2次災害を発生させないこと】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
7-1	住宅密集地での大規模火災が発生する事態	7-1-①	消防団員の確保及び機能強化
		7-1-②	機能別消防団員の確保及び機能強化
		7-1-③	防災訓練の実施及び住民への防災啓発活動
7-2	沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害および交通麻痺が発生する事態	7-2-①	沿線沿道建物の耐震化の啓発
		7-2-②	沿線沿道公共施設の耐震化
		7-2-③	主要幹線道路の整備
7-3	ため池、ダム、防災施設等の損傷、機能不全により2次災害が発生する事態	7-3-①	ため池等の周辺整備及び適正な維持管理
		7-3-②	ダム、砂防施設の適正な維持管理及び設備更新
7-4	有害物質等が大規模拡散・流出する事態	7-4-①	応急措置のための初動体制の整備
		7-4-②	老朽建築物のアスベスト対策
		7-4-③	PCBの使用状況の把握及び対策
7-5	農地・森林等の荒廃により被害が拡大する事態	7-5-①	農業生産基盤の整備および保全管理
		7-5-②	鳥獣被害対策の推進
		7-5-③	適切な森林整備の推進
		7-5-④	土砂災害対策の推進

		7-5-⑤ 中山間地域の多面的機能の啓発及び地域リーダー育成等
--	--	---------------------------------

事前に備えるべき目標 8

【大規模災害発生時であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-① 災害廃棄物処理計画の策定
		8-1-② 仮置き場候補地の選定及び確保
		8-1-③ 支援体制の整備
		8-1-④ 関係団体との連携
8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-① 建設関係団体との連携による復旧・復興体制の強化
		8-2-② 自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備
		8-2-③ 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備
		8-2-④ 被災建物等の迅速な把握
		8-2-⑤ 被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査体制の整備
		8-2-⑥ 被災時の緊急資金としての基金の確保
8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	8-3-① 罹災証明等の速やかな発行
		8-3-② 応急仮設住宅の迅速な提供
		8-3-③ 複数備蓄倉庫の整備
		8-3-④ 生活備蓄品の確保
		8-3-⑤ 自治体間の応援体制の構築

2. 具体的な対策

1 で取りまとめた、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための具体的な対策。

事前に備えるべき目標 1	大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること
--------------	----------------------------

1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態

① 住宅の耐震化

- 町内住宅の耐震化率は、平成 21 年度が 52%、平成 28 年度末で 55%と低く、大規模地震等が発生した時に倒壊する恐れがあることから、耐震化支援事業等を活用し住宅の耐震化を進める。
- 住宅の耐震化と合わせ、家具の転倒防止やブロック塀の倒壊・転倒による被害を防ぐために、各種補助事業等の活用による対策を進めるとともに、住民への周知啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・ 木造住宅耐震化支援事業
(耐震診断・耐震設計改修・コンクリートブロック塀耐震化)
- ・ 建築物所有者への周知啓発
(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)

② 宅地の耐震化

- 大規模地震等に起因する住宅等の倒壊を防止するため、盛土造成地や急傾斜地等において、崩落防止対策を行う。
- 発災後の 2 次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 大規模盛土造成地変動予測調査
(年代別調査・危険度評価)
- ・ 地質調査

③ 住宅密集地における火災の拡大防止

- 住民一人ひとりの心がけを高めるための啓発活動を行うとともに、火災を発生させないという前提のもと、発災後の速やかな初期消火の体制づくりや、消火力の強化を進める。
- 自主防災組織の強化、消防団員及び機能別消防団員の充足促進を進める。
- 町内主要道路をはじめ、緊急車両が通行できる道路幅員の確保のための道路整備を進める。

主要施策及び取組

- ・ 防災訓練の実施
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・ 住民向け防災対策の講習会の開催
(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・ 消防団員・機能別消防団員の確保及び機材の拡充
- ・ 道路改良事業の実施
- ・ 地区内道路改良事業
- ・ 防火水槽の設置
- ・ ハザードマップの更新
- ・ 防災ラジオの全戸普及

④ ガス設備の耐災性の強化

- 耐災性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため、耐震性・耐食性に優れたガス管（ポリエチレン管）への取り換えを推進する。
- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、LP ガス事業者において LP ガス転倒転落防止装置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

主要施策及び取組

- ・ 事業所への普及啓発の推進

⑤ 災害対応業務の標準化・共有化

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や被災地の当時の状況の研修を踏まえ、非常時優先業務等を整理の上、災害対応にかかるタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を図る。また関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

主要施策及び取組

- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟

⑥ 防災訓練の実施

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や災害対応経験者の参加を含めた参集体制の整備や訓練を行う。

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
(広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者が発生する事態

① 公共施設・学校施設の耐震化及び火災防止

- 公共施設等総合管理計画に基づき、大規模地震発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、特定天井等の非構造部材も含めた公共建築物の改修・耐震化・長寿命化を着実に進めるとともに、防災機能を持った第2庁舎建設を行う。
- 合併後に未使用となっている老朽公共施設の解体や、エレベーター等の建築設備の安全対策及び火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用するに当たり、校舎や体育館の耐震化・長寿命化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設設備の耐震化や、スプリンクラー設置など防火設備の適切な維持管理を促進する。
- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。

主要施策及び取組

- ・ 第2庁舎建設
- ・ 公共施設等総合管理計画策定
- ・ 個別施設の長寿命化修繕計画を策定
- ・ 災害設備等の充実
- ・ 公共施設の改築・改修
(文化ホール・せきれい館・ポッポ館・高山運動公園施設・消防団詰所・婦人の家)
- ・ 公共施設の解体
- ・ 個別施設計画に基づく学校施設の改修
- ・ 民間事業所向け啓発活動の実施

② 医療施設・社会福祉施設の耐震化及び火災防止

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 民間事業所向け啓発活動の実施【再掲】

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊による死傷者が発生する事態

① 浸水被害の防止に向けた河川整備等

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、町内を流下する河川及び農業用の用排水の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、防災ラジオによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。
- 浸水想定区を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直したハザードマップ作成を促進するとともに、マップの情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用を促す。

主要施策及び取組

- ・ハザードマップの更新【再掲】
- ・河床堆積土砂の浚渫
- ・河川護岸補修
- ・河川改修
- ・用排水路改修
- ・河川敷支障木伐採

② 円滑な避難のための道路整備

- 道路の浸水や、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を行う。

主要施策及び取組

- ・歩道整備（6 路線）
- ・道路改良
- ・橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・舗装補修（町内全路線随時）
- ・法面改良（4 路線 18 か所）
- ・橋梁定期点検（279 橋）
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査
- ・町道維持補修
- ・自転車通行帯の整備

③ 避難勧告等の適切な発令

- あさぎり町内において避難勧告等の適正な発令に向けて、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 避難勧告等を発令するに当たり、逃げ遅れを防止するため、防災ラジオを通じて必要な情報を的確に適時発信を行う。

主要施策及び取組

- ・住民向け講習会等の開催
(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】

④ 事前予測が可能な災害への対応

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したあさぎり町のタイムラインを策定し、関係機関が適切に対応できるよう訓練を行うとともに連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【再掲】1-3-③
- 避難勧告等を発令するに当たり、逃げ遅れを防止するため、防災ラジオを通じて必要な情報を的確に適時発信を行う。【再掲】1-3-③

主要施策及び取組

- ・住民向け講習会等の開催【再掲】
(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】

1-4 大規模土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態

① 山地・土砂災害対策の推進

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早急に完了し、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 土砂災害危険住宅移転促進事業
- ・ 砂防ダムの建設及び砂防ダム堆積土砂撤去
- ・ 治山事業の実施
- ・ ハザードマップの更新【再掲】
- ・ 土砂災害特別警戒区域内住民への周知啓発

② 災害対策業務の標準化

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や被災地の当時の状況の研修を踏まえ、非常時優先業務等を整理の上災害対応にかかるタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を図る。また関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

主要施策及び取組

- ・ 災害時用災害対策業務管理システム整備
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

1-5 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる死傷者が発生する事態

① 防災情報等の迅速かつ的確な周知伝達

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国や県から直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する L アラート（災害状況共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知、広報できるよう報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県総合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民へ周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNS やホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 避難時に J アラートや町からの防災情報の的確な情報を収集するため、町が貸与した防災ラジオを持って避難するよう周知する。

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施【再掲】

(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】

(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)

② 避難勧告の適切な発令

- あさぎり町内において避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、あさぎり町における避難勧告等の発令に必要な情報の発令方法等について、国のガイドラインに基づく見直しを促進する。【再掲】 1-3-③
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【再掲】 1-3-③
- 避難勧告等を発令するに当たり、逃げ遅れを防止するため、防災ラジオを通じて必要な情報を的確に適時発信を行う。【再掲】 1-3-③

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施【再掲】

(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】

(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)

- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】

③ 通信手段の機能強化

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び燃料の確保、電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

主要施策及び取組

- ・光ケーブル基地局（旧上村役場内）の移設
- ・非常用電源整備
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保
- ・民間事業所との協定締結

④ 警察・消防との通信基盤等の強化

- 大規模災害時、警察及び消防通信を確保し、被害状況等を迅速かつ的確に把握するため、通信指令システムの耐災性の強化を図り、警察・消防との通信基盤・施設を強化することで、被害情報等の管理能力の強化を行う。

主要施策及び取組

- ・警察・消防署等への防災ラジオ管理システム整備
- ・関係組織との無線通信施設等整備

⑤ 要支援者避難対策の推進

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動支援者名簿の見直し、福祉避難所の確保及び協定や個別計画の策定等を見直しを図る。

主要施策及び取組

- ・あさぎり町災害時要支援者支援計画見直し
- ・各地区支えあいマップ作成
- ・各地区小地域ネットワーク活動の推進

⑥ 観光客・外国人への情報提供及び安全確保

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

主要施策及び取組

- ・事業所への防災訓練の周知啓発
- ・帰宅困難観光客への避難施設の確保
- ・外国人観光客等対応翻訳機の購入設置
- ・在町外国人（研修生等）への情報提供

1-6 弾道ミサイル等の武力行使により、多数の死傷者が発生する事態

① 確実な情報伝達及び適正な行動をとることの周知

- 町民一人ひとりが速やかな避難行動をとることができるよう、内閣官房が示す「弾道ミサイル落下時の行動について」等の広報資料を活用し周知する。

主要施策及び取組

- ・危機事象の発生時において取るべき行動の町民への周知
- ・ピクトグラムサイン（視覚表示記号）表示版整備

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止が発生する事態

① 家庭や事業所、町での備蓄の推進

- 家庭及び事業所にあつては、大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食糧・飲料水等を確保するため、住民及び事業所に対し、備蓄の必要性にかかる啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を推進する。
- あさぎり町においては、大規模災害時、多数の被災者に対し食糧等の物資供給を迅速に行えるよう、各小学校区に複数の備蓄倉庫を整備し、食糧や飲料水など、必要な備蓄品を確保する。特に、大規模災害時に孤立が予想される集落にあつては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。

主要施策及び取組

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップ）を作成し各戸配布する。
- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
（広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・各小学校区内に複数の備蓄倉庫を整備し備蓄品の確保を行う。
- ・孤立が予想される集落への備蓄倉庫の整備
- ・手動式井戸の設置
- ・炊き出し器具の整備
- ・非常用電動浄水器の整備

② 民間企業と連携した食糧等の供給体制の整備

- 大規模災害時、食糧等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食糧や飲料水等の供給にかかる協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

主要施策及び取組

- ・災害時の物資供給等に関する協定の締結
- ・事業所と役場共同による防災訓練の実施

③ 水道施設の耐震化等

- 水源や水道施設の被災により、飲料水が長期間停止することを防止するため施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助等を活用して水道事業による施設整備を行い、水道施設等の耐震化を促進する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。【再掲】 2-1-①

主要施策及び取組

- ・ 水道施設耐震化事業
- ・ 水道施設更新事業
- ・ 手動型井戸の設置 【再掲】

④ 医薬品・医療機器等の確保対策

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器の供給体制を確保する。

主要施策及び取組

- ・ 医薬品等保管庫の整備
- ・ 医薬品等管理マニュアル作成
- ・ 緊急時医薬品等供給に関する協定の締結

⑤ 物資輸送ルートの確保

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。

主要施策及び取組【再掲】

- ・ 歩道整備（6 路線）
- ・ 道路改良
- ・ 橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・ 舗装補修（町内全路線随時）
- ・ 法面改良（4 路線 18 か所）
- ・ 橋梁定期点検（279 橋）
- ・ 道路防災点検（町内全路線）
- ・ 路面性状調査
- ・ 町道維持補修

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺が発生する事態

① 指定避難所・避難場所の見直し、周知及び機能強化

- 安全に多数の被災者の受け入れが可能となるよう、現在指定されている避難所、福祉避難所を含め、土砂災害警戒区域、河川氾濫時の警戒区域など、安全性の確認や適正な規模も含めて指定避難所及び避難場所の見直しを図る。
- 大規模災害時、多数の被災者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、井戸・非常用電源・マンホールトイレ等の整備を促進する。
- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所等の制度等について周知啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・手動型井戸・非常用電源・マンホールトイレの整備
 - ・ハザードマップの更新【再掲】
 - ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
 - ・災害設備等の充実【再掲】
 - ・公共施設の改築・改修【再掲】
 - ・個別施設計画に基づく学校施設の改修【再掲】
 - ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
- (広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)

② 避難所運営対策の構築

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアル作成や、関係機関による研修・訓練等を行う。
- 公共施設等において、避難所指定の有無にかかわらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者対応の整備を図る。

主要施策及び取組

- ・避難所運営マニュアル作成
- ・避難所用備蓄品の確保
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・避難ペット対策マニュアル策定

③ 福祉避難所の円滑な運営

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修訓練等の取り組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報等を行い理解の促進を図る。

主要施策及び取組

- ・福祉避難所運営マニュアル作成
- ・福祉避難所と町共同による防災訓練の実施

④ 避難生活長期化への対応

- 大規模災害時、高齢者や障がい者等他、長期化する避難所生活者や車中泊を行う被災者の把握を行い、十分な心身のケアを行えるよう、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 DCAT）」などの福祉チームによる支援が迅速かつ適正に受けられるよう、災害時の体制を整備し平時から研修や実践訓練を行う。
- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての研修や、防災ラジオを通じて発生直後から、被災地において予防に必要な運動などの啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等が同時に発生する事態

① 孤立する恐れのある集落の把握及び対策

- 孤立集落発生時における対応手順を定め、関係機関との情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災ヘリを活用した防災訓練に取り組む。
- 孤立が予想される集落としては皆越区や山間部に位置する集落が予想されることから、孤立集落とならないよう、交通が遮断されない道路整備を進める。
皆越集落にあっては、旧皆越小学校グラウンドをヘリポートとして整備を進める
- 大規模災害時に孤立が予想される集落にあっては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。

主要施策及び取組

- ・予想される集落への道路改良整備
- ・旧皆越小学校グラウンド緊急ヘリポート整備
- ・備蓄倉庫を整備し、食糧・飲料水・非常用電源・燃料等の備蓄品の整備を行う。
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

2-4 警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足の事態

① 消防施設の耐災性の強化

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急・消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、令和3年度より消防団詰所について2年に1棟の新築（改築）を行い、消防団詰所の耐災性の強化を行うとともに、消防水利の耐震化による水の確保、非常用電源等備蓄の整備を進める。

主要施策及び取組

- ・消防団詰所の新築および改築
- ・公共施設等管理計画策定【再掲】
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・災害設備等の充実【再掲】
- ・公共施設の改築・改修【再掲】
(文化ホール・せきれい館・ポッポ一館・消防団詰所・婦人の家)
- ・資機材の拡充【再掲】

② 警察・消防等が被災することを想定した対策

- 大規模災害時には、警察・消防等が被災することも予想されることから、救助・救急活動対応が困難になる事態が想定され、消防団をはじめ、機能別消防団・自主防災組織による救助・救助活動の強化が必要であることから、住民をはじめ、消防団・機能別消防団・自主防災組織等への、救助・救急活動に関する訓練や救命活動の講習会を実施、資機材の充実を図ることで自助・共助の意識の啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
(広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)

③ 消防団員の確保及び強化・装備の充実

- 近年毎年のように台風や大雨による自然災害が発生する中で、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保は不可欠であり、今後も団員の募集と合わせて、資機材の充実を図り、平時からの訓練と合わせ消防団機能の拡充を図る。
- 消防団員の災害対応能力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した町内における資器材の整備を促進する。また、あさぎり町消防団協力事業所表示制度の特例制度を充実し、消防団が活動しやすい環境を整備する。

主要施策及び取組

- ・消防団員の募集【再掲】
- ・資機材の拡充【再掲】
- ・消防積載車の更新
- ・消防団員活動服を新基準活動服（難燃性素材）へ更新
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・あさぎり町消防団協力事業所表示制度の充実

④ 機能別消防団員の強化及び活用

- 災害発生時に十分な救助・救急・消火活動を確保するため、あさぎり町機能別消防団員の一定の消防業務に関する要綱に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進するとともに、平時からの訓練を行い機能の充実を図る。

主要施策及び取組

- ・機能別消防団員の募集
- ・資機材の拡充【再掲】
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

⑤ 自主防災組織の機能強化

- 自主防災組織が消防団と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置運営訓練等を推進する。

主要施策及び取組

- ・機能別消防団員の募集【再掲】
- ・資機材の拡充【再掲】
- ・防災訓練の実施【再掲】

(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

⑥ 自衛隊等応援の受け入れ態勢の整備

- 大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、町外・県外からの応援部隊の受け入れ態勢を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 応援部隊を受け入れるための、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、ヘリポートの整備と情報共有による円滑な活動体制に取り組む。

主要施策及び取組

- ・宿营地の選定確保（免田総合体育センターグラウンド・上総合運動公園グラウンド等）
- ・町内ヘリポートの整備
- ・防災訓練の実施【再掲】

(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期途絶する事態

① 石油商業組合との燃料供給体制の構築

- 大規模災害時の救助・救急活動等に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、あさぎり町石油商業組合と、救助・救急活動等や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。

主要施策及び取組

- ・災害時の燃料供給のための協定の締結
- ・石油燃料備蓄倉庫の整備
- ・備蓄燃料更新システムの整備

② エネルギー供給に向けた道路整備

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤

主要施策及び取組【再掲】

- ・歩道整備（6 路線）
- ・道路改良
- ・橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・舗装補修（町内全路線随時）
- ・法面改良（4 路線 18 か所）
- ・橋梁定期点検（279 橋）
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査
- ・町道維持補修
- ・自転車通行帯の整備【再掲】

2-6 帰宅困難者への水・食糧等の供給不足が発生する事態

① 災害時の帰宅困難者への支援体制の整備

- 大規模災害時、交通手段の遮断等による帰宅困難者へ、飲料水や食料災害時避難所や道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため民間団体とも協定を行うなど、帰宅困難者への支援の体制の構築を図る。

主要施策及び取組

- ・民間団体との協定締結
- ・帰宅困難者への避難施設の確保
- ・水・食糧など備蓄品の確保

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態

① 医療施設の耐震化及び火災防止

- 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受け入れの機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラー設置の促進を啓発する。

主要施策及び取組

- ・医療施設への周知啓発

② 各種医療チーム等の受け入れ態勢の整備

- 災害発生直後からおおむね 48 時間以内の急性期に救命・救急活動を行える、災害派遣医療チーム DMAT の受け入れ態勢の整備を図る。
- 大規模災害時、被災地域の精神疾患患者の診療支援や、避難所生活を送る住民の対応、災害ストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、DPAT の派遣要請とともに受け入れ態勢の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・活動拠点の確保
- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

③ 緊急ヘリポートの整備

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察・消防・自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ、継続的に活動できるようにするため、ヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料供給の体制を整備する。

主要施策及び取組

- ・緊急ヘリポートの選定及び整備
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

④ 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤

主要施策及び取組【再掲】

- ・歩道整備（6 路線）
- ・道路改良
- ・橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・舗装補修（町内全路線随時）
- ・法面改良（4 路線 18 か所）
- ・橋梁定期点検（279 橋）
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査
- ・町道維持補修
- ・自転車通行帯の整備【再掲】

2-8 被災地における疫病・感染症が発生する事態

① 避難所等の保健衛生・健康対策

- 避難所において、食中毒や感染症の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒に関するガイドラインを策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難所の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発症対策及び誤飲性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制づくりを行う。
- 感染症発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除が適切かつ速やかに実施されるよう関係機関と連携して防疫対策に取り組むとともに、十分な感染予防対策の備蓄品を確保しておく。

主要施策及び取組

- ・感染防止マニュアル作成
- ・住民向け感染防止対策の講習会の開催
（広報・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・予防接種・災害時健康管理の周知啓発
- ・感染予防対策備蓄品の確保
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・フェーズ 0～1 の適宜見直し

② 生活水の確保

- 大規模災害時に上水道が使えない状況になることを想定し、トイレなどの生活水を確保するため、井戸の位置など事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの水の利用についてもあらかじめ教育委員会、各学校長と協議の上、災害時の使用承諾を得ておく。
- 各家庭において、普段から風呂水をためておくなど、幼児がいる場合は安全に注意して、生活水の確保について啓発を行う。
- 町内の各個人及び事業所にある井戸について把握を行い、緊急時には井戸水提供にかかる協定締結の促進を図る。

主要施策及び取組

- ・ 住民への周知啓発
- ・ 井戸マップ作成及び住民への配布
- ・ 水道施設更新事業【再掲】
- ・ 水道施設耐震化事業【再掲】
- ・ 手動型井戸の設置【再掲】
- ・ 非常用電動浄水器の整備【再掲】
- ・ 学校プール利用協議

3-1 被災による警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態

① 自主防災組織の機能強化

- 大規模災害時には、窃盗を目的とした個人・集団（火事場泥棒）がボランティア等に扮して、無人となった住宅や店舗、ATM や自動販売機を狙った窃盗を行うことが、これまでの大規模災害時にも発生しており、自警団としての自主防災組織の意義や役割についても意識の啓発に努める。また、災害時の被災状況調査、犯罪防止抑制のためのドローンによる調査、パトロールを行う。
- 大規模災害時に電力の供給が停止となった時でも対応可能な、太陽光パネル型街路灯の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・ 住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
(広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・ ドローンの整備並びにオペレーターの育成
- ・ データ無線通信式防犯カメラの整備
- ・ 太陽光パネル型街路灯整備

② 警察や関係機関との情報共有体制の構築

- 大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、災害時に警察や町、関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段の確認を行う。

主要施策及び取組

- ・ 防犯連絡協議会等との災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認
- ・ 防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・ 住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
(広報・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態

① 防災拠点施設等の整備

- 公共施設等総合管理計画に基づき、大規模地震発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、特定天井等の非構造部材も含めた公共建築物の改修・耐震化・長寿命化を着実に進めるとともに、防災機能を持った第2庁舎建設を行う。【再掲】1-2-①
- 災害対策本部及び対策拠点となる庁舎等においては、72 時間程度の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点の選定を行い、マニュアルの作成と訓練等の実施を行う。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用するに当たり、校舎や体育館の耐震化・長寿命化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設設備の耐震化や、スプリンクラー設置など防火設備の適切な維持管理を促進する。【再掲】1-2-①

主要施策及び取組

- ・第2庁舎建設事業【再掲】
- ・公共施設等総合管理計画策定【再掲】
- ・災害時の電力供給のための協定の締結
- ・災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・役場職員の危険物取扱者免許取得（乙種第4類）

② 公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止

- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用するに当たり、校舎や体育館の耐震化・長寿命化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設設備の耐震化や、スプリンクラー設置など防火設備の適切な維持管理を促進する。【再掲】1-2-①

主要施策及び取組

- ・公共施設の改築・改修【再掲】
- ・個別施設計画に基づく学校施設の改修【再掲】
- ・学校と町が連携した防災訓練の実施

③ 自治体間の応援体制の構築

- 県内外応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を行う。

主要施策及び取組

- ・自治体間連携に関する協定の推進
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

④ 防災訓練の実施

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施【再掲】
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
(広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・防災初動マニュアルの見直し及び習熟

4-1 電力供給停止による情報通信が麻痺・長期停止する事態

① 防災拠点の施設の非常用電源の整備

- 災害対策本部及び対策拠点となる庁舎等においては、72 時間程度の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者との協定締結を進める。【再掲】 3-2-①

主要施策及び取組

- ・ 災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・ 非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】

② 通信手段の機能強化

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など、通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電にも対応できるよう、非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 関係機関と連携して燃料備蓄、燃料を迅速かつ安定的な確保を図る。

主要施策及び取組

- ・ 衛星携帯電話の補充
- ・ 災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・ 非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】
- ・ 可搬型防災行政無線の整備

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

① 通信手段の機能強化【再掲】 4-1-②

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など、通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電にも対応できるよう、非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 関係機関と連携して燃料備蓄、燃料を迅速かつ安定的な確保を図る

主要施策及び取組

- ・衛星携帯電話の補充
- ・災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】

5-1 地場企業の生産力低下により地域経済が停滞する事態

① 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】 2-1-⑤

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。

主要施策及び取組【再掲】

- ・歩道整備（6 路線）
- ・道路改良
- ・橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・舗装補修（町内全路線随時）
- ・法面改良（4 路線 18 か所）
- ・橋梁定期点検（279 橋）
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査
- ・町道維持補修

② 事業所における地震対策

- 大規模災害時、各事業所において事業継続が図られるよう、事業所の耐震化や事業継続計画（BCP）の作成を促進する。

主要施策及び取組

- ・事業所への耐震化周知啓発
（広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・事業継続計画作成支援

5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

① 施設の耐震化・耐災性の強化

- 危険物を取り扱う事業所において、大規模災害時に施設の損壊、火災、爆発等が生じないように、耐震・耐災性の強化促進を促すとともに、発災時に施設損壊等の被害があった際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、総合的な防災訓練の実施や事業継続計画（BCP）の策定についても促進する。

主要施策及び取組

- ・ 事業所への耐震化周知啓発
（広報誌・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・ 事業継続計画作成支援

5-3 農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能が低下する事態

① 農地・農業用施設の保全

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止または軽減を図るため、排水機場ため池、用排水路等、農地、農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
特に、山間地や傾斜地などは大雨の際などは、土砂の流入等による農地被害が発生しており、畦畔など農地周辺の整備にも努める。
また、災害による被害ではないが、鳥獣による被害も増加しており農家の減収の要因ともなっていることから、鳥獣害対策についても、適切な整備と維持管理を行う。

主要施策及び取組

- ・ 農業用施設維持補修・改修事業
- ・ 基幹水利施設維持補修・整備事業
- ・ 農業用排水路改修・整備事業
- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業
- ・ 農業維持管理・改修事業（農業農村整備事業等）
- ・ 農業支援センター関連事業

② 農地・農業用施設の耐候性等の強化

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の生産力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。
- 自然災害に伴う農作物の被害による減収が発生及び阿蘇山、霧島山等活火山の噴火に伴う降灰による農作物の被害による減収が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティーネットとして役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

主要施策及び取組

- ・補助事業等を活用した施設の導入促進
- ・農業共済等への加入促進

③ 災害時の集出荷体制の構築

- 大規模災害発生後であっても、農作物や木材などの出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替え・利用する体制の構築に向けた関係機関の取り組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。
- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

主要施策及び取組

- ・集出荷施設、選果場等の耐震化の周知啓発
- ・代替え機関の選定協定の促進
- ・農道・林道整備
- ・農道・林道補修
- ・歩道整備（6 路線）【再掲】
- ・道路改良【再掲】
- ・橋梁補修（64 路線 72 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）【再掲】
- ・法面改良（4 路線 18 か所）【再掲】
- ・橋梁定期点検（279 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・自転車通行帯の整備【再掲】

5-4 食料等の安定供給が停滞する事態

① 民間企業と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】 2-1-②

- 大規模災害時、食糧等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食糧や飲料水等の供給にかかる協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

主要施策及び取組

- ・ 災害時の物資供給等に関する協定の締結【再掲】
- ・ 事業所と役場共同による防災訓練の実施【再掲】

② 支援物資の受け入れ態勢の整備

- 大規模災害時、町の備蓄では不足することが予想され、支援物資の受け入れにより避難所及び住民へ配布を行うため、物資集積拠点と合わせ受け入れ態勢を整備する。
- 国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるための体制を整備し実効性を強化する。また、被災直後のプッシュ型に続き、被災者が必要とする物資についてプル型支援のため、通常から被災後に必要な物資のリストアップを行う。
 - ※ プッシュ型支援：被災した自治体からの要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する支援方法。
 - ※ プル型支援：被災した自治体からの要請に応じて必要な物資を調達し、被災地に供給する支援方法

主要施策及び取組

- ・ 物資集積拠点の選定および整備
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・ 歩道整備（6 路線）【再掲】
- ・ 道路改良【再掲】
- ・ 橋梁補修（64 路線 72 橋）【再掲】
- ・ 舗装補修（町内全路線随時）【再掲】
- ・ 法面改良（4 路線 18 か所）【再掲】
- ・ 橋梁定期点検（279 橋）【再掲】
- ・ 道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・ 路面性状調査【再掲】
- ・ 町道維持補修【再掲】

③ 家庭・事業所における備蓄の推進【再掲】2-1-①

- 家庭及び事業所にあつては、大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食糧・飲料水等を確保するため、住民及び事業所に対し、備蓄の必要性にかかる啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を推進する。

主要施策及び取組【再掲】

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップ）を作成し各戸配布する。
- ・住民向け防災対策の講習会の開催
（広報・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・災害時備蓄品リストの再点検及び確保
- ・各小学校区内に複数の備蓄倉庫を整備し備蓄品の確保を行う。
- ・手動型井戸の設置
- ・炊き出し用器具の整備

④ 町備蓄品の整備【再掲】2-1-①

- あさぎり町においては、大規模災害時、多数の被災者に対し食糧等の物資供給を迅速に行えるよう、各小学校区に複数の備蓄倉庫を整備し、食糧や飲料水など、必要な備蓄品を確保する。特に、大規模災害時に孤立が予想される集落にあつては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。

主要施策及び取組【再掲】

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップ）を作成し各戸配布する。
- ・住民向け防災対策の講習会の開催
（広報・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・災害時備蓄品リストの再点検及び確保
- ・複数備蓄倉庫の整備並びに備蓄品の確保
- ・手動型井戸の設置
- ・炊き出し用器具の整備

⑤ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。

主要施策及び取組【再掲】

- ・ 歩道整備（6 路線）
- ・ 道路改良
- ・ 橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・ 舗装補修（町内全路線随時）
- ・ 法面改良（4 路線 18 か所）
- ・ 橋梁定期点検（279 橋）
- ・ 道路防災点検（町内全路線）
- ・ 路面性状調査
- ・ 町道維持補修

事前に備えるべき目標 6	大規模災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
--------------	--

6-1 電気、石油類、LPガスの供給が停止する事態

① 供給事業者との連携のもと、安心してエネルギーを確保する体制の構築

- 大規模災害に備え、電力業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶えた場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

主要施策及び取組

- ・電力供給事業者との協定締結

② 災害対応型給油所の確保

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急・消火活動等の緊急車両への優先給油が行えるよう、災害対応型給油所の設置の推進を行う。
- ※ 災害対応型給油所：災害対応能力を強化したSS（サービスステーション）のことをいい、災害時に緊急車両への優先給油等が行えるよう整備されたSSのことです。

主要施策及び取組

- ・災害対応型給油所の設置推進啓発

③ 自立分散型エネルギーの確保

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

主要施策及び取組

- ・非常用発電機対応燃料倉庫の整備
- ・複数備蓄倉庫の整備並びに備蓄品の確保
- ・自立・分散型エネルギー事業の導入

6-2 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

① 水道施設の耐震化【再掲】2-1-③

- 水源や水道施設の被災により、飲料水の長期間停止することを防止するため施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助等を活用して水道事業による施設整備を行い、水道施設等の耐震化を促進する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。【再掲】2-1-①

主要施策及び取組

- ・ 水道施設更新事業【再掲】
- ・ 水道施設耐震化事業【再掲】
- ・ 手動型井戸の設置【再掲】
- ・ 非常用電動浄水器の整備

② 応急給水体制の整備

- 大規模災害時に、被災した水道設備の迅速な把握及び町内水道事業者と連携し早急な復旧に取り組むとともに、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

主要施策及び取組

- ・ 災害時応急給水対策マニュアル作成
- ・ 応急給水対策訓練の実施
- ・ 上水道業務継続計画（BCP）策定

③ 生活用水の確保

- 大規模災害時に上水道が使えない状況になることを想定し、トイレなどの生活用水を確保するため、井戸の位置など事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの水の利用についてもあらかじめ教育委員会、各学校長と協議の上、災害時の使用承諾を得ておく。【再掲】2-8-②
- 各家庭において、普段から風呂水をためておくなど、幼児がいる場合は安全に注意して、生活用水の確保について啓発を行う。
- 町内の各個人及び事業所にある井戸について把握を行い、緊急時には井戸水提供にかかる協定を締結の促進を図る。【再掲】2-8-②
- 大規模災害発生時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

主要施策及び取組

- ・住民への周知啓発【再掲】
- ・井戸マップ作成及び住民への配布【再掲】
- ・水道施設更新【再掲】
- ・水道施設耐震化事業【再掲】
- ・手動型井戸の設置【再掲】
- ・下水道施設耐震化事業
- ・上水道業務継続計画（BCP）策定【再掲】

6-3 汚水処理施設が長期間にわたり停止する事態

① 下水道施設の耐震化

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を行うとともに、計画的な維持・修繕・改築を進める。
また、下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

主要施策及び取組

- ・下水道施設耐震化事業【再掲】
- ・下水道事業継続計画（BCP）策定

② 応急施設の整備

- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため公共下水道実施市町村において、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、完全循環型（完全自己処理型）公衆トイレの整備や、仮設トイレのし尿の処理を受け入れる体制づくりを構築する。

主要施策及び取組

- ・下水道施設耐震化事業【再掲】
- ・下水道事業継続計画BCP策定【再掲】
- ・マンホールトイレ整備【再掲】
- ・完全循環型（完全自己処理型）トイレの整備
- ・簡易処理施設の確保

6-4 交通ネットワークが分断する事態

① 交通ネットワークの確保に向けた道路整備

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、ドローンによる被災状況の確認を行うとともに、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤
- 大規模災害時に電力の供給が停止となった時でも対応可能な、太陽光パネル型街路灯の整備を行う。【再掲】3-1-①

主要施策及び取組【再掲】

- ・ 歩道整備（6 路線）
- ・ 道路改良
- ・ 橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・ 舗装補修（町内全路線随時）
- ・ 法面改良（4 路線 18 か所）
- ・ 橋梁定期点検（279 橋）
- ・ 道路防災点検（町内全路線）
- ・ 自転車通行帯の整備
- ・ 路面性状調査
- ・ 町道維持補修
- ・ ドローンの整備並びにオペレーターの育成
- ・ 太陽光パネル型街路灯整備

② 公共交通機関に係る情報体制の整備

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の強化を促進する。

主要施策及び取組

- ・ くま川鉄道・九州産交等との情報共有体制の強化
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

7-1 住宅密集地での大規模火災が発生する事態

① 消防団員の確保及び機能強化

- 近年毎年のように台風や大雨による自然災害が発生する中、また、大規模災害による火災の発生に伴う、大規模火災による被害を拡大させないために、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保は不可欠であり、今後も団員の募集と合わせて、消防資機材の充実を図り、平時からの消火訓練・救助訓練等と合わせ消防団機能の拡充を図る。

【再掲】2-4-③

主要施策及び取組【再掲】

・消防団員の募集

・資機材の拡充

・防災訓練の実施【再掲】

(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

② 機能別消防団員の確保及び機能強化【再掲】2-4-④

- 災害発生時に十分な救助・救急・消火活動を確保するため、あさぎり町機能別消防団員の一定の消防業務に関する要綱に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進するとともに、平時からの訓練を行い機能の充実を図る。
- 災害時の被災状況を早期に把握するため、ドローンや軽車両を活用した救急活動の体制づくりを行う。

主要施策及び取組【再掲】

・機能別消防団員の募集

・資機材の拡充

・防災訓練の実施

(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)

・ドローンの整備並びにオペレーターの育成

・非常用自動2輪車の整備

③ 防災訓練の実施及び住民への防災啓発活動

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【再掲】3-2-④
- 防災訓練の重要性について、住民へ周知し多くの住民の方が訓練に参加するよう周知啓発を行う。

主要施策及び取組【再掲】

- ・ 防災訓練の実施
(役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・ 住民向け防災対策の講習会の開催
(広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟
- ・ 防災初動マニュアルの見直し及び習熟

7-2 沿線道路の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺が発生する事態

① 沿線沿道建物の耐震化の啓発

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、耐震診断や耐震改修の啓発を行うとともに、通行空間確保のため無電柱化に取り組む。

主要施策及び取組

- ・ 沿道建築物所有者への耐震等への啓発
- ・ 町中心部国道道路等整備

② 沿線沿道公共施設の耐震化

- 沿道公共施設については、公共施設等管理計画に基づき、大規模地震発生時、公共施設の倒壊等を防止するため、公共建築物の改修・耐震化・長寿命化を着実に進めるとともに、未使用となっている老朽公共施設の解体など適正な維持管理を行う。

主要施策及び取組

- ・ 公共施設等総合管理計画策定【再掲】
- ・ 個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】

③ 主要幹線道路の整備

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤

主要施策及び取組【再掲】

- ・歩道整備（6 路線）
- ・道路改良
- ・橋梁補修（64 路線 72 橋）
- ・舗装補修（町内全路線随時）
- ・法面改良（4 路線 18 か所）
- ・橋梁定期点検（279 橋）
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査
- ・町道維持補修
- ・自転車通行帯の整備

7-3 たため池、ダム、防災施設等の損傷、機能不全による2次災害が発生する事態

① たため池等の周辺整備及び的確な維持管理

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等により2次被害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性について判定を行い計画的な改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。また、ダムの警報システムと防災ラジオ等との周知システムの連携を行う。
- たため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を促進する。

主要施策及び取組

- ・定期点検の実施
- ・ダム警報システムと防災ラジオ等との周知システムの連携
- ・ハザードマップの作成【再掲】
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・災害設備等の充実【再掲】
- ・公共施設の改築・改修【再掲】

② ダム、砂防施設の適正な維持管理及び設備更新

- 大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による２次被害を防止するため、長寿命化計画を策定し、より効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新等を推進する。

主要施策及び取組

- ・ 公共施設等管理計画策定【再掲】
- ・ 個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・ 清願寺ダム堆積土砂撤去
- ・ 清願寺ダム設備の更新
- ・ 清願寺ダムハザードマップ作成
- ・ 砂防ダム堆積土砂撤去
- ・ 清願寺ダム管理事務所移転

7-4 有害物質等が大規模拡散・流出する事態

① 応急措置のための初動体制の整備

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業所の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県及び事業者と連携した取り組みを進める。
- 大規模災害発生に伴う、有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、核・生物・化学物質による特殊災害（NBC災害）に対する資器材の整備を進める。

主要施策及び取組

- ・ 有害物質となる原料・材料を取扱う工場・事業所のリストアップ
- ・ 事業所でのマニュアル作成の周知促進
- ・ 町と共同の防災訓練の実施
- ・ 防災初動マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

② 老朽建築物のアスベスト対策

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出および解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性が高い建築物のリストをあらかじめ整備し、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業等）を活用し、対策の推進を図る。また、工場従事者のばく露防止のための防塵マスクの備蓄を促進する。

主要施策及び取組

- ・対象建築物リストアップ
- ・アスベスト含有調査助成事業
- ・ばく露防止防塵マスクの備蓄

③ P C B使用状況の把握及び対策

- 町内各施設において、P C Bが使用されている可能性が高い設備等について把握するとともに、P C Bが使用されている安定器等で高濃度P C Bについては令和3年までに、低濃度P C Bは令和9年3月末までに処分することとなっていることから早期確認を行い適切に処分する。

主要施策及び取組

- ・対象設備のリストアップ
- ・期限内での適正な処分

7-5 農地・森林等の荒廃により被害が拡大する事態

① 農業生産基盤の整備及び保全管理

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取り組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

主要施策及び取組

- ・用排水路・農道・農業用施設等の長寿命化対策事業
- ・農業用排水路改修・整備事業
- ・農道維持管理・整備事業（林道橋涵）
- ・基幹水利施設補修・整備事業
- ・中山間地域等直接支払制度事業
- ・多面的機能支払制度事業
- ・環境保全型農業直接支払制度事業
- ・川辺川総合土地改良事業

② 鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣保護」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

主要施策及び取組

- ・鳥獣被害防止総合対策事業

③ 適切な森林整備の推進

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など、森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再生林や間伐等の適切な森林整備を促進する。

主要施策及び取組

- ・町有林整備事業

④ 土砂災害対策の推進

- 山林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、林道・作業道・林地内搬出路の適切な管理、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進するとともに、土砂災害対策の推進のための地域リーダーの育成。

主要施策及び取組

- ・一の木谷土砂溜池整備事業
- ・土砂災害対策地域リーダーの育成

⑤ 中山間地域の多面的機能の啓発及び地域リーダー育成等

- 多面的かつ公益的機能の維持・活性化を図るため中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となつて行う地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。

主要施策及び取組【再掲】

- ・中山間地域等直接支払制度事業
- ・多面的機能支払制度事業
- ・環境保全型農業直接支払制度事業

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画の策定

- 大規模災害における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などについて、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

主要施策及び取組

- ・災害廃棄物処理計画策定

② 仮置き場候補地の選定及び確保

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに各小学校区における仮置き場候補地の選定を行う。

主要施策及び取組

- ・仮置き場の選定（小学校区ごと）
- ・ハザードマップの更新【再掲】

③ 支援体制の整備

- 甚大な被害により災害廃棄物処理が町のみでは困難であることから、県に廃棄物の処理要請を行う際の、迅速かつ適切な対応が行えるよう体制の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・災害廃棄物処理マニュアルの策定
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

④ 関係団体との連携

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、県及び関係団体等との廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の構築を図るとともに、ドローン等の活用により、被災状況の早期把握を行う。

主要施策及び取組

- ・災害廃棄物処理に関する協定の締結
- ・災害廃棄物処理マニュアルの策定【再掲】
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・ドローンの整備並びにオペレーターの育成【再掲】

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 建設関係団体との連携による復旧・復興体制の強化

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

主要施策及び取組

- ・町内建設業組合との大規模財災害時復旧支援協定の締結
- ・大規模災害時道路啓開等訓練の実施
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

② 自衛隊等の迅速な受け入れ体制の整備

- 大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、町外・県外からの応援部隊の受け入れ態勢を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。【再掲】2-4-⑥
- 応援部隊を受け入れるための、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、ヘリポートの整備と情報共有による円滑な活動体制の整備に取り組む。
【再掲】2-4-⑥

主要施策及び取組【再掲】

- ・宿营地の選定確保（あさぎり町免田総合体育センターグラウンド・上総合運動公園グラウンド等）
- ・町内ヘリポートの整備
- ・防災訓練の実施
（役場職員による訓練・町全体訓練・自主防災組織等による行政区ごとの訓練・消防団員、機能別消防団員の機能強化訓練等）
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟

③ 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備

- 大規模災害時、町及び社会福祉協議会とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受け入れを前提とした連携体制を構築する。

主要施策及び取組

- ・ 大規模災害時ボランティア等連携ガイドライン作成
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

④ 被災建物等の迅速な把握

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による２次被害を防止するため、町及び建築関係団体と連携し被災建物の迅速な応急危険度判定等ができるよう、人材の育成確保を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 建築関係団体との大規模災害時被災家屋に関する調査協定の締結
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・ 応急危険度判定等ができる人材の育成確保

⑤ 被災文化財の復旧および埋蔵文化財発掘調査体制の整備

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行う必要があるため、大規模災害時には、多数の被害や復興事業に係る発掘調査や修理が急増する可能性を踏まえ、県や関係市町村の文化財学芸員の協力体制を構築する必要がある。また、被災文化財の現状把握や復旧のため、文化保護財審議会の委員の協力の得えることも必要。

主要施策及び取組

- ・ 県関係市町村文化財学芸員協力体制の構築
- ・ 文化保護財審議会委員の協力体制の構築

⑥ 被災時の緊急資金としての基金の確保

- 大規模災害により、多大な被害を本町が受けた時には、緊急的に多額の復旧に向けた支出が考えられることから、災害対策復興基金（仮称）を確保しておく。

主要施策及び取組

- ・ 基金の積み立て

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

① 罹災証明等の速やかな発行

- 大規模災害時に罹災証明書他各種証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他の自治体や県等の応援職員を想定したマニュアルの整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 記入要領の作成及び実務研修の実施
- ・ 大規模災害時被災家屋調査マニュアル作成
- ・ 建築関係団体との大規模災害時被災家屋に関する調査協定の締結【再掲】
- ・ 防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

② 応急仮設住宅の迅速な提供

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借り上げ型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル・業務スキーム等について不動産団体との情報共有を図る。

主要施策及び取組

- ・ 仮設住宅候補町有地選定
- ・ 仮設住宅業務マニュアル作成
- ・ 仮設住宅建設資材の備蓄

③ 複数備蓄倉庫の整備

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食糧等の物資供給を迅速に行えるよう、各小学校区に複数の備蓄倉庫を整備し、食糧や飲料水など、必要な備蓄品を確保する。特に、大規模災害時に孤立が予想される集落にあっては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。【再掲】2-1-①

主要施策及び取組【再掲】

- ・ 各小学校区内に複数の備蓄倉庫を整備し備蓄品の確保を行う。

④ 生活備蓄品の確保

- 大規模災害時、備蓄品として食糧・飲料水他、男女・年代ごとの生活に関する備蓄品について精査するとともに、医薬品や医療機器などについても、防災拠点となる公共施設や防災倉庫に確保するよう整備を行う。また、各家庭においても、平時から備蓄に対する周知啓発を行う。

主要施策及び取組【再掲】2-1-①

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップの更新）を作成し各戸配布する。
- ・住民向け防災対策の講習会の開催【再掲】
(広報誌・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)
- ・各小学校区内に複数の備蓄倉庫を整備し備蓄品の確保を行う。
- ・手動型井戸の設置
- ・炊き出し用器具の整備

⑤ 自治体間の応援体制の構築

- 大規模災害時、町人員体制では多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができない恐れがあることから、国や県及び県内外の自治体間の応援・受援体制整備を図るとともに、防災先進自治体との応援協定の締結や情報交換を行い、相互支援体制の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・市町村相互応援体制協定締結
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】

第5章 地域計画の推進

1 計画の推進

あさぎり町の強靱化の実現には、あさぎり町役場全課・全職員をはじめ、国や県、警察、消防署、あさぎり町消防団、あさぎり町機能別消防団、自主防災組織、教育機関、民間事業者他町民一人ひとりが役割を担うという認識のもと、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る。

国のガイドラインに示す「自助」と「共助」の取り組みを推進するため、町民に対し本計画の周知を様々な機会を通じて行うとともに、町が計画する防災訓練等への参加を促し防災に対する意識を高める取り組みを推進する。

2 計画の期間と見直し

計画の期間は基本的な長期的計画の期間を、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

ただし、社会情勢の変化や諸事情により計画内容を見直す必要が生じたときは、1年ごとの見直しを行う。

また、見直しに当たっては、施策の進捗管理についてPDCAサイクルを繰り返し適切に行うこととする。

